

## 石川県情報公開審査会の答申概要（答申第240号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により、令和4年11月9日付け諮問教職第450号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会は別紙のとおり答申する。

### 答申の概要

#### 1 審査請求人が行った公開請求の内容

地方公務員災害補償基金が発出した文書に、[研修の名称]において、[特定の職員が出張の際に部屋を移動した旨の記述]が記載されている。石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号。以下「処務規程」という。）第76条によると、出張内容の変更は「所要の手続きをしなければならない」とある。この手続きに関する文書、出張命令の変更を許可した文書（以下「請求対象文書」という。）

#### 2 公開請求に対する処分の内容

公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）

#### 3 実施機関

石川県教育委員会（教職員課）

#### 4 審査請求の経緯

公開請求	令和4年10月 3日
本件処分	令和4年10月17日
審査請求	令和4年10月19日
諮問	令和4年11月 9日
答申	令和8年 4月 6日

#### 5 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、請求対象文書の公開を求める。

#### 6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

##### (1) 結論

本件処分は妥当である。

##### (2) 争点

実施機関は、請求対象文書は作成、受領していないと主張している。審査請求人は、処務規程第76条第1項に規定する手続きの文書が存在するはずであり、当該文書を公開すべきであると主張している。

##### (3) 審査会の判断理由

当審査会において実施機関に確認したところ、審査請求人が主張しているような宿泊先での部屋の移動は、処務規程第76条第1項に規定する「命令の内容を変更する必要があるとき」(第1号)に該当しないため、実施機関は請求対象文書を保有していない。

#### 7 審議経緯

審査回数6回

# 答 申 書

令和8年4月6日

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった公文書について、不存在決定を行ったことは妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、令和4年10月3日付けで、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求に係る公文書の内容）

文書1 別添1（地方公務員災害補償基金が発出した文書）に、[研修の名称]において、[特定の職員が出張の際に部屋を移動した旨の記述]が記載されている。石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号。以下「処務規程」という。）第76条によると、出張内容の変更は「所要の手続きをしなければならない」とある。この手続きに関する文書、出張命令の変更を許可した文書。

文書2 [特定の職員が出張の際に部屋を移動した旨の記述]に関して、実施機関が作成及び受領した文書全て。

文書3 別添2（審査請求人を原告、石川県及び[職員氏名]を被告とする民事訴訟において、職員の代理人弁護士が提出した答弁書）に、[職務とは無関係のプライバシーに関する事柄]のことを、職員側が自認する記載がある。この件で、[職務とは無関係のプライバシーに関する事柄]について、実施機関が把握している情報、作成及び受領した文書の全て。

文書4 公務員の出張中にこのような行動が容認されている根拠が分かる公文書。

### 2 実施機関の決定

#### (1) 文書1及び文書4について

実施機関は、令和4年10月17日付けで、条例第11条第2項の規定により、公文書不存在決定を行い、次の理由を付して審査請求人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

作成、受領していないため

#### (2) 文書2について

実施機関は、令和4年10月17日付けで、条例第11条第1項の規定により、公文書一部公開決定を行い、審査請求人に通知した。

#### (3) 文書3について

実施機関は、令和7年10月17日付けで、条例第11条第2項の規定により、公文書の存否を明らかにしない決定を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、2の各処分のうち、文書1（以下「請求対象文書」という。）に係る不存在決定（以下「本件処分」という。）を不服として、令和4年10月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、令和4年11月9日付けで、条例第19条第1項の規定により、当審査会に対して諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

### 1 審査請求書における主張

#### (1) 審査請求の趣旨

本件公開請求にて審査請求人は、請求対象文書を公開するよう求めた。しかし、請求対象文書の有無、

および文書が公開されなかったため、公開するよう請求する。

## (2) 審査請求の理由

上記の件について、処務規程第76条に従い、[特定の職員が出張の際に部屋を移動した旨の記述]、つまり部屋は使われず、旅費支出内容の変更があったことについて、手続きが適正になされ、その公文書が存在するのか、実施機関は明らかにすべきである。

本件処分により、審査請求人は、公金を利用した公務出張に係る手続きの適正さについて、憲法第21条に基づく「知る権利」を侵害されていることから、本件処分のうち、未公開となっている部分の公開を求める。

## 2 反論書における主張

本件審査請求は、「在るべき文書」が公開されていないという趣旨であるが、実施機関は、弁明にて「在るべき文書を保有していない」と認めているところである。

しかし、実施機関は、なぜ在るべき文書がないのか、その理由と正当性には一切触れることもなく、自身が文書を「保有していない」から「審査請求人の主張には理由がない」と全般的な外れな弁明を行っている。

実施機関は、「保有していない」ことに対する正当性と合理性を明らかにするべきである。

処務規程第76条に基づき、出張命令の変更には「所要の手続きをしなければならない」と規定されている。

実施機関に定められたこの規程を、職員が遵守しないはずはないのであるから、実施機関が、当該職員の出張内容変更に係る手続き関連文書を保有していない訳がなく、「保有していない」との実施機関の主張は、大変不自然かつ不合理なものである。

万一、実施機関が弁明のとおり、当該職員に係る出張内容変更手続き関連文書を保有していないということは、当該職員の出張内容の変更に関して、適正な事務手続きが行われなかったことを意味するが、それで合っているのか、実施機関は明確にされたい。

以上のとおり、実施機関が請求の棄却を求めたことには全くの根拠がなく、審査請求人の請求理由には合理性がある。

## 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、概ね次のとおりである。

### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

### (2) 弁明の理由

審査請求人が主張する「出張内容の変更の手続きに関する文書、出張命令の変更を許可した文書」については保有していない。

## 第5 当審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、請求対象文書は作成、受領していないと主張している。これに対し、審査請求人は、処務規程第76条第1項に規定する手続きの文書が存在するはずであり、当該文書を公開すべきであると主張している。

### 3 請求対象文書の保有状況について

条例第2条第2項は、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(略)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(略)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定する。このうち、「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、政令、条例、規則、規程、通知等によって与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいうものと解される(石川県情報公開条例解釈運用基準)。

審査請求人は、処務規程第76条第1項の規定により、実施機関において請求対象文書を保有していなければならない旨を主張していることから、この点について検討を行う。

処務規程第76条第1項は、職員は出張中に、「用務の都合により、受領した命令の内容を変更する必要が生じたとき」や、「不可抗力その他特別の理由により、旅行できないとき、又は旅行を継続することができないとき」は、電話等で直ちに上司の指揮又は承認を受け帰庁後速やかに所要の手続きをしなければならない旨を規定する。

当審査会事務局職員をして、実施機関に請求対象文書の保有状況について確認させたところ、実施機関の説明は次のとおりであった。

- ・旅行命令権者が旅行命令を発するときは、石川県職員等の旅費に関する規則(昭和30年石川県人事委員会規則第2号)第7条(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)に基づき、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地及び旅行期間を、旅行命令簿等に記載することとされているが、職員が宿泊する部屋の指定については記載を求められていない。
- ・審査請求人が主張しているような宿泊先での部屋の移動は、処務規程第76条第1項に規定する「命令の内容を変更する必要が生じたとき」(第1号)に該当しない。
- ・従って、処務規程第76条第1項の規定による手続きを行う必要がないことから、請求対象文書は作成も取得もしていない。

当審査会事務局職員をして、実施機関から提示された旅行命令に関する旅費の積算資料(旅費計算伺)を見分させたところ、宿泊先は記載されていたが、部屋の指定については記載されていなかった。そうすると、実施機関の説明するとおり、部屋の変更等については、処務規程第76条第1項の規定による手続きを行う必要はなく、実施機関は請求対象文書を保有していないものと認められる。

#### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員及び樫見委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

(審査会の処理経過)

年月日	内容
令和4年11月9日	実施機関から諮問を受けた(諮問教職第450号)。
7年6月26日 (第356回審査会)	事案の審議を行った。
7年11月19日 (第365回審査会)	事案の審議を行った。
8年1月28日 (第369回審査会)	事案の審議を行った。
8年2月18日 (第371回審査会)	事案の審議を行った。
8年3月3日 (第372回審査会)	事案の審議を行った。
8年3月24日 (第373回審査会)	事案の審議を行った。